

令和2年度 第4回 高知県公立大学法人理事会議事録

1 日 時： 令和3年3月22日（月）15：45～16：30

2 場 所： 高知県公立大学法人 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室 他

3 会場出席者：中澤 卓史、磯部 雅彦、野嶋 佐由美、青木 章泰、五百藏 高浩、
清水 明宏、谷脇 明

監事：浜田 正博、松本 幸大

WEB出席者：尾池 和夫、春日 文子

4 議事録署名人の選出

規定により理事長が議長を務め、議案について審議を行った。

本理事会の議事録署名人として、五百藏理事と谷脇理事を指名した。

5 議 事

議長から、理事は全員が経営審議会委員であり、1号議案から4号議案までについては同日14:00から開催された経営審議会において、詳細な説明を行い承認されていることから、一括議案とすることが提案され、理事全員の了解の下、一括して審議を行った。

1号議案から4号議案までは、原案どおり一括で承認された。

1号議案 令和3年度高知県公立大学法人年度計画について

2号議案 高知県公立大学法人令和2年度補正予算について

3号議案 令和3年度高知県公立大学法人当初予算について

4号議案 高知県公立大学法人準職員の正職員への登用について

5号議案 高知工科大学学則の改正について

議案について審議を行い、原案どおり承認された。

6 報 告

7号報告から12号報告、17号報告及び18号報告以外については、経営審議会での報告と同じであるため、経営審議会での報告内容をもって理事会における報告とした。

1号報告 高知県立大学組織規程の改正について

2号報告 高知県立大学研究生規程の改正について

3号報告 高知県立大学大学院看護学研究科規程の改正について

4号報告 高知県立大学謝金等規程の改正について

5号報告 高知県立大学非常勤講師規程の改正について

6号報告 高知県立大学ティーチング・アシスタント等に関する規程の改正について

7号報告 高知県立大学大学院人間生活学研究科規程の改正について

8号報告 地域共生推進副専攻に関する規程の改正について

- ・なぜ履修中止が発生するのかという質問に対して、副専攻を修了するためには、定められた科目を履修すれば自動的に修了認定を受けられるのだが、副専攻の履修登録から修了までの期間が開いているため、学生から自分が副専攻を履修しているのかわからないという申出があり、

履修の有無を明確にするために、履修中止の手続きを定めたとの回答があった。

9号報告 高知県立大学履修規程の改正について

令和3年4月1日改正と報告したが、文部科学省の看護師養成施設について省令変更があり、令和4年度の改正を目指して令和3年度に申請を行う。その申請に伴って履修規程の改正と若干ずれがでる。例えば、文部科学省からの指導によって看護セミナー1などは名称変更があるかと思うが、令和3年度に手続きを行い、文部科学省への承認申請が完了した段階で、新たに報告するとの追加説明があった。

・寄附講座はどこが行っていたかの質問に対して、高知放送であるとの回答があった。

10号報告 高知県立大学大学院学位規程の改正について

・この文言は他の四大学の学位記にも入るのかとの質問に対して、全く同じ言葉ではないが、各大学で類似の文言で改正しているとの回答があった。

11号報告 高知県立大学における公的研究費の不正防止に関する規程の制定について

「4 改正内容」が正しくは「4 制定内容」であると修正があった。

・高知工科大学にはこのような規程はあるのかとの質問に対して、あるとの回答があった。

・指摘を受けるまでに工科大学と県立大学との考え方はどのようにされていたのかという質問に対して、不正ガイドラインを策定した際に、文部科学省の抜き打ち調査による指摘があり、改正を行った。法人内の規程集に載せているので相互確認が可能であり、工科大と大きく齟齬があるものではない。

・第17条について、内部の調査委員会という認識だが、第三者に対しては、その時々考えるということかという質問に対して、調査委員会ができた段階で、外部の方に入っていただく。現状そこまで大きな事案は想定していないとの回答があった。

・管理監査のガイドラインは今までもあったと思うが、規程を制定しなさいとの指摘なかったのかという質問に対して、これまでは取扱いがあったが、今回規程化したとの回答があった。

12号報告 高知県立大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程の改正について

・不正防止のコンプライアンスは繰り返しの研修が大切だが、その具体的な内容はどのようなものかとの質問に対して、倫理研修については内規にて内容を改正している。教員、学生、職員に関する研修を明記しており、研修は科研費の申請前や外部資金を取る前など、職員についても外部資金に係る方は全員受講する、大学院生に関しても、授業若しくは年1回は受講するように定めているとの回答があった。

13号報告 高知工科大学組織規程の改正について

14号報告 高知工科大学事務分掌規程の改正について

15号報告 高知工科大学特任教授等に関する規程の改正について

16号報告 高知工科大学附属情報図書館規程の改正について

17号報告 高知工科大学学群及び学部履修規程の改正について

- ・平成 24 年に指摘されたものを今頃改正するののかとの質問に対して、平成 24 年の認証評価の際に、改正が必須のものはすでに行っているが、改善が望ましいとされていたもので再度指摘を受けたものについて、今回改正を行ったとの回答があった。

18号報告 高知工科大学における他大学等において修得した単位等の認定に関する規程の改正について

19号報告 高知県立大学及び高知工科大学における活動報告について

7 その他

以上により、本日の議事を終了した。

うえのとおり、確認をする。

令和 年 月 日

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)